

由布市告示第100号

平成26年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月26日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成26年9月2日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
browse けさ子君	佐藤 人已君
田中真理子君	利光 直人君
生野 征平君	太田 正美君
工藤 安雄君	

○応招しなかった議員

なし

平成26年 第3回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成26年9月2日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第12号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第6 報告第13号 平成25年度決算における健全化判断比率について
- 日程第7 報告第14号 平成25年度決算における資金不足比率について
- 日程第8 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第16号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第17号 平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成25年度対象)報告について
- 日程第11 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
- 日程第15 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
- 日程第20 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 請願・陳情について
日程第5 報告第12号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
日程第6 報告第13号 平成25年度決算における健全化判断比率について
日程第7 報告第14号 平成25年度決算における資金不足比率について
日程第8 報告第15号 専決処分の報告について
日程第9 報告第16号 専決処分の報告について
日程第10 報告第17号 平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告について
日程第11 報告第18号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第12 認定第1号 平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第2号 平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
日程第14 議案第62号 県営圃場整備事業の損失補償について
日程第15 議案第63号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第16 議案第64号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第17 議案第65号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第18 議案第66号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第67号 由布市職員定数条例の一部改正について
日程第20 議案第68号 平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第69号 平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第70号 平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第71号 平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第72号 平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第73号 平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第74号 平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（21名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
19番 生野 征平君	20番 太田 正美君
21番 工藤 安雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 首藤 奉文君 副市長 …………… 島津 義信君

教育長	……………	清永 直孝君	総務部長	……………	相馬 尊重君
総務課長	……………	梅尾 英俊君	財政課長	……………	御手洗祐次君
総合政策課長	……………	溝口 隆信君	監査・選管事務局長	……………	松田 伸夫君
会計管理者	……………	森山 金次君	産業建設部長	……………	生野 重雄君
健康福祉事務所長	……………	衛藤 哲雄君	環境商工観光部長	……………	平井 俊文君
挾間振興局長	……………	柚野 武裕君	庄内振興局長	……………	生野 隆司君
湯布院振興局長	……………	加藤 勝美君	教育次長	……………	日野 正彦君
消防長	……………	甲斐 忠君	代表監査委員	……………	土屋 誠司君
教育委員長	……………	八川 徹君			

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきの広島市での土砂災害において亡くなられた多くの方々に対し、黙禱をささげたいと思います。全員、御起立願います。

黙禱。

〔全員、黙禱〕

○議長（工藤 安雄君） お直りください。御着席ください。

これより、平成26年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長、教育委員長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、新井一徳君、12番、佐藤郁夫君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間といたしたいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成26年第3回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私とも大変御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております報告7件、認定2件、議案13件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしてございます。御一読いただきますようお願いする次第ですが、少しお時間をいただきまして、いくつかの項目について詳細な御報告を申し上げたいと思います。

6月27日には、全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会総会のため上京いたしました。議案審議の後、基地関係予算の確保に関する要望並びに基地交付金・調整交付金予算の確保に関する要望について協議・決定をしたところであります。

7月2日には、由布市のまちづくりの総合的な計画策定及びその効果の検証等に関しまして、九州大学と協定を交わしたところであります。

7月8日には、大湯鉄道実行委員会設立総会にて、実行委員会の体制が確立をいたしました。来年度の100周年記念事業に向け、実行委員の皆様を中心として、これから大いに機運を高めていただきますようお願い申し上げます。

次に、7月29日には、農免農道長宝地区2期工事開通式に出席をいたしました。国道210号と県道別府庄内線を結ぶこの道路は、生活道路としての利便性はもとより、観光面についても大いに期待を寄せるところであります。

8月24日には、消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を目的とした、大分県消防操法大会に出席をいたしました。小型ポンプの部へ由布市消防団湯布院方面隊の団員が出場され、総

合7位と御健闘をいただきました。5月から8月の間、仕事終了の後、訓練に取り組みられてこられました出場団員並びに訓練の指導、手伝いに当たっていただきました湯布院方面隊の皆さんには、心からお礼と感謝を申し上げます。

8月29日には、豊後大野市で大分県市長会秋季定例会が開催されました。普通交付税算定における基礎数値のあり方の改善についてなど、九州市長会に提出する議案と、放課後児童健全育成事業における地域の実情に応じた必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援についてなど、大分県に対しての要望議案の審議が行われました。

8月30日には、南海トラフ大地震等を想定した大分中部地区総合防災訓練を、市内5会場にて実施いたしました。各地域の皆様、さらに防災・医療関係機関の全面的な御協力をいただきまして、市民の防災意識の向上と災害時の連携訓練を大規模かつ組織的に行うことができました。

9月1日には、宮城県にて平成29年9月開催予定の第11回全国和牛能力共進会におきまして優秀な成績を収めるとともに、おおいた豊後牛の銘柄確立を図ることを目的とした大分中部地区推進協議会設立総会に出席をしてきたところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上、報告いたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成26年第2回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。それでは、平成26年第2回定例会審査分の請願につきまして、処理経過を御報告をいたします。

請願受理番号3、生活道路の早期整備に関する請願。

由布川地域と挾間地域をつなぐ新たな生活道路設置の早期実現に係る請願につきましては、両地域の間付近にある市指定文化財海老毛横穴古墳群への影響や、都市計画街路計画との整合性について、調査研究を行っております。その後、整備手法の検討や利害関係者への合意形成に努めていくこととしております。

続きまして、請願受理番号7、市道編入に関する請願について。

湯布院町石武自治区内の市道八山線から市道前徳野岳本線に通じる道路の市道編入に係る請願につきましては、現在、道路現況図の作成に取り組んでおります。成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長、溝口泰章君。

○14番（溝口 泰章君） おはようございます。由布大分環境衛生組合議会議長の溝口泰章です。由布大分環境衛生組合議会が開催されましたので、その概要について以下のとおり報告を申し上げます。

臨時会は2度開催されました。1つは、平成26年第1回由布大分環境衛生組合議会臨時会です。日時は平成26年7月16日の1日間で、場所は由布大分環境衛生組合会議室で行いました。出席議員は全員です。

提出案件は、議案第4号由布大分環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてです。

審査の内容は、大分市のごみ収集有料化に伴うごみ袋の制定と、由布市指定のごみ袋の種類増により一般廃棄物処理手数料等を改定する必要性が生じたことによるものです。慎重審査の結果、全員の賛成で可決いたしました。

次いで、平成26年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会です。日時は26年8月21日、1日間で、場所は同じく由布大分環境衛生組合会議室で行いました。出席議員は全員で、提出案件は、議案第5号事務の委託の協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条14第1項の規定に基づき、一般廃棄物手数料の徴収に係る事務を大分市に委託する議案です。

審査の内容は、第1回臨時会で条例改正による手数料が改定された大分市の指定有料ごみ袋と同じ規格のごみ袋の製造販売が困難な由布大分環境衛生組合との間において、関連する一般廃棄物処理手数料の徴収等に係る事務を協議により規約を定め、委託するものです。慎重審査の結果、全員の賛成で可決いたしました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、佐藤人已君。

○16番（佐藤 人已君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について。会議結果。

会議名、平成26年第2回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。開会は、平成26年8月4日の月曜日です。会期は1日間。場所、大分県医師会館6階研修室。出欠は、定数26名に対しまして出席は26名でした。

議事日程。第1、新議員の議席の指定について。第2、会期の決定について。第3、議会運営

委員会委員6名の選任について。第4、議案第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて。議案第8号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算。議案第9号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算。議案第10号平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。第5が一般質問、1名の一般質問がありました。第6、会議録署名議員の指名について、2名の方が署名議員になりました。

議案説明を行います。

議案第7号専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号））。

歳入歳出を15億3,675万6,000円減額し、予算総額を1,769億8,226万円とするもの。国、県、市町村の支出金や支払基金交付金等の額の決定に伴うもの。平成26年3月31日付で専決処分をいたしました。

議案第8号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。

歳入歳出を3,676万4,000円増額し、予算総額を7億6,547万円とするもの。歳入では繰越金を増額。歳出では総務費と予備費を増額。

続きまして、議案第9号平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出を50億7,131万1,000円増額し、予算総額を1,808億4,743万6,000円とするもの。歳入では市町村支出金と繰越金を増額。歳出では諸支出金と予備費を増額。

議案第10号平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定に基づき認定を求めるもの。

一般会計は、歳入総額を6億9,726万8,084円、歳出総額6億6,050万2,571円で、歳入歳出差引残高は3,676万3,313円。失礼しました——歳入総額を3,676万5,513円。

特別会計は、歳入総額1,770億4,068万7,447円、歳出総額1,692億1,963万4,424円で、歳入歳出差引残額は78億2,105万3,023円。

以上、4議案が上程され、第7号から第9号は全員一致で承認、第10号については賛成多数で可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、佐藤人已君。

○総務常任委員長（佐藤 人已君） では、総務常任委員会の視察研修の報告をいたします。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件。地域資源のブランド化について。書のまち春日井、春日井ナンバー。

続きまして、ゆめづくり地域予算制度、名張市です。地域防災の取り組み、名張市。

2番目、調査研修の期間。平成26年7月15日から7月17日。調査研修地は愛知県春日井市、三重県名張市です。

4番目、調査研修者。私以下、全員で出席いたしました。

調査研修結果は、ただいまから行います。

総務常任委員会は、平成26年7月15日から7月17日にわたり、愛知県春日井市、三重県名張市において調査研修を行ったので、その概要を報告します。

調査研修対象地の対応。愛知県春日井市では、春日井市議会の副議長、水谷副議長が対応してくださいました。続きまして、三重県名張市では、名張市議会の副議長、豊岡千代子さんが対応していただきました。あと、職員の方も対応していただきました。

続きまして、春日井市の地域資源のブランド化の取り組みについて、それから春日井ナンバー、書のまち春日井。

まとめといたしまして、書のまちや春日井ナンバー、サボテンのまち等の地域資源のブランド化を図ることによって、春日井市の名前を全国に大きくアピールしたいという熱意が感じられた。自分たちは決して大都市名古屋の隣の町ではないというプライドを持ち、地域一体となって長い時間をかけて取り組みを進めてきました。何年もかけた取り組みによって、地域活性化が図られ、郷土愛が醸成されているように感じられた。由布市にも多くの地域資源があるが、十分に生かし切れているとは言い切れない。地域ブランド確立のためには、迅速な結果を求めるのではなく、じっくり時間をかけて地元住民との意思疎通を図りながら丁寧に取り組むを進めることが大切であると感じました。

続きまして、三重県の名張市、ゆめづくり地域予算制度、地域防災の取り組みについて。

まとめといたしまして、合併協議が不調に終わり、交付税の減額に伴い厳しい行財政改革を迫られる中から誕生したゆめづくり地域予算制度だったが、市民たちの意識の変化が出てきた。苦しい市財政を理解していく中で、これまでの行政頼み、補助金頼みから住民主導のまちづくりの意義が徐々に浸透してきているようだった。今後は、地域づくり組織、認知度を向上させるとともに、さらに地域課題をみずから考え、解決する意識を確立していき、都市内分権のまち、生涯現役のまちを目指していきたいと語っていた。苦しい財政状況から生まれた制度だったが、きよ

うに至るまで行政と地域が本音で議論してきたことによってここまでたどり着けたように感じた。由布市の財政状況も決してよいとは言えないが、名張市のように、行政と地域が本当の意味で協働していく取り組みを進めることが重要であると感じました。

続きまして、地域防災の件でございます。

自主防災隊が全ての地区で結成されていた。地域づくり組織というユニークなまちづくりから生まれた自主性の強さを感じられた。平成20年度から地域自主防災活動の促進を目的に専任する職員、自衛隊OB、みえ防災コーディネーターを配置した。地域防災訓練等の支援を年間20回、各種団体への防災啓発運動、ワークショップの開催、地域自主防災マップ作製の推進等を行っている。防災ラジオの試験放送を毎週1度流して正常に作動するか確認したり、総合防災訓練をメイン会場を設けず市内全域で実施するなど、実践に即した取り組みをしていることが印象的でした。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、教育民生常任委員長、二ノ宮健治君。

○教育民生常任委員長（二ノ宮健治君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員長の二ノ宮健治でございます。常任委員会報告をいたします。

本常任委員会は、所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

研修地につきましては、青森県五所川原市です。調査事件は、市の教育振興の取り組みについて。その中で、食育推進事業の取り組み、特別支援教育の支援体制、芸術文化に親しむ機会の充実についてを研修をいたしました。次は、青森県弘前市です。弘前健康福祉改革プロジェクトについてということで、健康づくりに関する取り組みについて研修を行いました。

期間は、7月2日から7月4日、2泊3日で行いました。

視察者は、加藤幸雄副委員長、太田正美委員、瀧野けさ子委員、溝口泰章委員、佐藤友信委員、それから工藤俊次委員の全員でございます。随行につきましては、議会事務局の生野陽子さんをお願いをいたしました。

今回、初めてこの報告について委員で手分けをして書こうという試みをいたしました。詳しく資料がありますので、ぜひ後で御一読を願いたいと思います。

まず、初めに、青森県五所川原市の食育推進事業及び特別支援教育の支援についてという研修ですが、市の概要に入る前に、青森県に初めて行きました。青森県というのは行って気がついたんですけど、下北半島を中心とした地域と、それから津軽半島、津軽平野を中心とした2つの地域に大きく分かれているそうです。特に、歴史的やそれから風土の違いで、いろんなことがあらわれているように言っておりました。

それから、青森県につきましては、竜飛岬それから世界自然遺産の白神山地、雪中行軍遭難事件で有名な八甲田山や六ヶ所村については、主要燃料、主要核燃料のウランとプラトニウムを取り出す再生処理工場などありました。視察場所がたくさんあったんですけど、残念ながらそういうところには1カ所も行くことができませんでした。

この内容につきましては、五所川原市は人口5万8,000人で、面積は405平方キロです。ここは特筆すべきとしては、津軽三味線発祥の地ということと、作家太宰治の生まれたところがあります。斜陽館というところに行かせていただきました。

五所川原市の食育推進事業ということですが、特に1番に書いてありますように、子どもの発達段階に応じた取り組み内容の充実ということで、幼児期からの適切な食事のとり方や食習慣を見につけることが豊かな人間性を育成し、心身ともに健康な子が育つという理念を持っています。これは大変すばらしいんじゃないかと思っています。

じゃあ、どういうことをやってるかということなんですが、給食だよりの中に献立はもちろんですけど、朝ごはんと体内時計など、食習慣にウエイトを置いた指導がなされているのに驚きました。それから、学校試食会が開催をされていました。25年度の実績を見させていただいたんですが、6校で6回を実施をし、206名の参加があったということで、何かきめ細かなことをやってるんじゃないかという気がいたしました。

それから、地場産品のことですが、由布市におきましても給食のメニューの中にできるだけ地場を入れていこうという取り組みはしてるんですけど、なかなか率というのが上がってないように思われます。そういうことで、ここはそれぞれの給食のメニュー、献立をつくるときに、あと3カ月先にこの地域が何ができるかということを検討しながらそのメニューの中に入れてるといって、たったそのくらいなんですけど、そういうことによって、その地場産業率が上がってる——地場の使用率と言いますか、そういうものが上がってるというのを聞きました。

結論から言うと、今回は学校現場における食育推進事業について研修を行いました。驚いたのは、由布市より人口の多い5万8,000人ですけど、五所川原市が由布市よりもきめ細かな食育推進を行っていたことに驚きました。5万8,000人の町にできて、3万6,000人より少し大きいからということで、なかなかそういうきめ細かなことができてないんじゃないかと感じました。

それから、もう1つは、「大胆にも」と書いたんですけど、学校給食というものを通じて市民の食育の推進を図るという取り組みをやっておりました。このことについては、同じやるのに子どものころからそして、それをさらに家庭に広めるという発想の転換と言いますか、そういうことにつきましては、単に食育推進だけじゃなくて、行政運営全てに必要なことじゃないかというふうに感じました。

2番目は、弘前市の健康福祉改革プロジェクトです。弘前城を初め、案内させていただきました。これは、常陸宮妃ですか、華子さんの生まれたところですか。私も大変、何か急にそういうことを思い出しました。

ここは、面積が524.12平方キロ、人口は17万9,187人と大きな市でありまして、特産としては青森県の基幹農産物でもあるリンゴの約4割が生産をされているという具合に聞きました。

この一番最後に、研修で学んだことと書いているんですけど、研修を終えての意見交換の中で、職員の方が、市長の市政運営に応えるために職員が大変な努力をしているということで、市長の強いリーダーシップを強調をしておりました。市長は、子育て日本一、健康日本一、雪に強い日本一の3つの日本一の実現をスローガンに掲げて、職員と一体となったまちづくりを行っておりました。その中で、弘前市は青森県と同じなんですけど、日本一の短命地域だということなんです。どのぐらい短命かという、全国で47位だそうです、男女ともに。そして、大分県は男性が8位、女性が9位ぐらいと結構いいとこにいるんですけど、それをどうやって克服するかということが特に研究というか、調査をされてました。それは喫煙、それからお酒を飲む率、食塩の摂取率、そういうものが全国で全て47位ということで、大変、問題のある生活をしてるんじゃないかということが言われておりました。それをどうやって克服していくかというようなことをスローガンに、いろんな教室をやってました。由布市も——今後は弘前大学と特に提携をしてやっておりましたので、大分大学医学部とのもうちょっときめ細かな専門的な知識を置かれることによって、そういうものができればいいんじゃないかという具合に思いました。

最後に1つだけ。あそこに行ったときにねぶたとねぶたという言い方をしてました。全然意味がわからなかったんですけど、青森はねぶた、それから弘前はねぶた、それから五所川原はたちねぶたということで、かけ声から全て違うようになってるそうです。これは先ほど言いましたように、歴史的な経緯というようなことで人形の形から掛け声まで違うというようなこと——いらんこと言ったんですけど、そういうことも言ってました。

研修報告としてはちょっとおかしな方向になったんですけど、以上で終わります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、産業建設常任委員長、長谷川建策君。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の長谷川です。視察研修を行いましたので、報告をいたします。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

研修日時は平成26年7月2日から4日まで。研修視察先は宮城県石巻市の石巻地方広域水道企業団、宮城県登米市、岩手県陸前高田市の3カ所に行っていました。

視察内容ですが、石巻地方広域水道企業団では災害に強いライフラインの整備についてを、登米市では学校給食センターによる地産地消の取り組みについてを、陸前高田市では震災後の現状と課題についてを研修いたしました。

調査研修者は記載のとおりです。

報告についてですが、簡潔に行いたいと思いますので、視察研修の詳細内容については配付資料を御一読いただきたいと思います。

8ページの研修の総括をごらんください。

まず、石巻地方広域水道企業団の災害に強いライフラインの整備についてと、陸前高田市の震災後の現状と課題についてを報告いたします。

今回の視察研修では、東日本大震災により市街地が甚大な被害を受けた石巻市や陸前高田市の復旧・復興についてを研修させていただきました。視察対応を行っていただいた方から、震災復興を行っている真ただ中で、当時の状況を伺うと、2011年3月11日の津波が押し寄せて全てを押し流していく光景がよみがえってきました。震災から3年4カ月が経過し、津波により流され市街地に散乱していたがれきの撤去は進められていたものの、何もない平地が広がり、そこには巨大なベルトコンベヤーが立ち並び、かつて震災前のこの場所に住宅が立ち並び、商店街が広がっていた場所とは想像もできませんでした。しかし、復興に向けた事業は至るところで実施され、一日でも早く復興をと懸命な復興事業が行われていました。

石巻地方広域水道企業団、陸前高田市では、宮城県沖地震を想定した備えが以前から行われてきていました。しかし、想像を超える津波に災害対策本部の機能は不能となり、甚大な被害を出したこと、また、同じ被災地でも被害状況は異なり、それぞれ違った課題を抱えていることなど、実感しました。由布市でも公共施設の耐震化や災害を視野に入れたインフラの整備が計画的に実施されていますが、もしもの災害に備えたライフラインの確保は非常に重要であり、予測される災害への事前の対策は不可欠です。

災害に強いまち、市民を守るまちを築いていくために、今ある計画を推進しながらも、市内の危険箇所の確認を実施し、行政を中心としながら地域住民の協力により整備を早期に進めていく必要があると思われました。

また、今回、被災地での話を伺う中で、有事の際に備え、他の自治体機関と事前に交流や友好を深め、相互支援を行うことのできる体制を構築していくことの有効性も感じられました。

続いて、登米市の学校給食センターによる地産地消の取り組みについて報告いたします。

今回の登米市の例では、学校給食センターは教育委員会部局となるが、学校給食に至るまでの地産地消の推進は、産業部局の取り組みと捉えた事業の展開が行われていました。また、行政の働きかけにより、事業実施に必要な集荷・出荷の管理体制を登米農協で確立できたことが食材流

通システムの円滑な実施につながったと思われました。

これまで学校給食センターでの地産地消の推進については、由布市議会でも指摘を行ってきました。大量の受注に対応する生産体制や集荷体制の確立など、取り組みを実現する上で非常に難しい課題も多くあると思われていますが、担い手の育成や営農指導、耕作放棄地対策等を行う農政施策としての取り組みを進めていくことが重要だと思われました。

余談ですが、出発のときに飛行機が急に飛ばずに、非常に、今回の視察は大変なことになるんじゃないかと思いましたが、同行の三重野職員さんの全日空との交渉で、すぐ飛行機が用意していただきました。そして、全日空より昼——飯代もいただきました。非常にありがたく、すばらしい実のある視察ができたことを報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

日程第4. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、陳情・請願についてを議題とします。

議会事務局長より、請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） 今回は、陳情が1件でございます。お手元の陳情文書表をごらんください。敬称は略させていただきます。

受理番号4、受理年月日、平成26年8月11日、件名、手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書の提出を望む陳情書、陳情者住所氏名、大分市大津町1の9の5、大分県聴覚障害者協会理事長、西村務。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの陳情1件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第5. 報告第12号

日程第6. 報告第13号

日程第7. 報告第14号

日程第8. 報告第15号

日程第9. 報告第16号

日程第10. 報告第17号

日程第11. 報告第18号

日程第12. 認定第1号

日程第 13. 認定第 2 号

日程第 14. 議案第 62 号

日程第 15. 議案第 63 号

日程第 16. 議案第 64 号

日程第 17. 議案第 65 号

日程第 18. 議案第 66 号

日程第 19. 議案第 67 号

日程第 20. 議案第 68 号

日程第 21. 議案第 69 号

日程第 22. 議案第 70 号

日程第 23. 議案第 71 号

日程第 24. 議案第 72 号

日程第 25. 議案第 73 号

日程第 26. 議案第 74 号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました報告第 12 号から報告第 18 号までの報告 7 件、認定第 1 号及び認定第 2 号の認定 2 件、議案第 62 号から議案第 74 号までの議案 13 件について一括上程をします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告 7 件、認定 2 件、議案 13 件でございます。最初に、報告の 7 件を御説明いたします。

報告第 12 号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、平成 25 年度において由布市みらいふるさと基金へ 22 件、総額 223 万 1,679 円の寄附金があり基金に積み立てを行いましたので、由布市みらいふるさと基金条例第 8 条の規定により議会に報告するものであります。

報告第 13 号平成 25 年度決算における健全化判断比率については、自治体財政の早期健全化、財政再生、公営企業の経営の健全化を目的とする地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算における健全化比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第 14 号平成 25 年度決算における資金不足比率については、公営企業の資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算にお

ける資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

報告第15号と報告第16号専決処分の報告については、公用車の交通事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条2項の規定により報告するものであります。

報告第17号平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価の報告につきましては、教育委員会における点検・評価の報告でありますので、教育委員会委員長より、また報告第18号例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、認定第1号平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算書が会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、監査委員より8月22日付で決算審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、意見書を付して議会の承認を求めるものであります。

認定第2号平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、地方公営企業法第30条第2項の規定により水道事業会計収支決算書が提出され、監査委員の審査に付しましたところ、監査委員より7月25日付で決算審査意見書の提出がございましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、意見書を付して議会の認定を求めるものであります。

次に、議案第62号県営圃場整備事業の損失補償については、大分県農業協同組合から損失補償契約に基づく損失補償金の請求があったことから、由布市土地改良事業資金融資補償条例第5条第2項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第63号由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法の制定に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした施設型給付を受けようとする教育・保育施設及び小規模保育等を対象とした地域型保育給付を受けようとする地域型保育事業者が遵守すべき運営基準を定めるものであります。

議案第64号由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、小規模な保育施設として展開される、質が確保された保育を提供する事業の施設及び運営の基準を定めるものであります。

議案第65号由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、放課後児童健全育成事業を行う事業者が遵守すべき施設及び運営の基準を定めるものであります。

議案第66号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会の設置に伴い、

委員の報酬を定めるものであります。

議案第67号由布市職員定数条例の一部改正については、消防救急無線のデジタル化による通信指令室の設置に伴い職員の増員が必要となることから、消防職員の定数を改正するものであります。

議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに3億167万7,000円を追加し、予算総額を190億4,125万1,000円にお願いするものであります。

歳出では、社会保障税番号システム対応業務委託費や臨時福祉給付金給付事業費、電源立地対策交付金事業費、道路維持事業費、国交省補助事業費、また6月3日、4日の豪雨で被災をいたしました農地・農業施設の災害復旧事業費などを計上しております。

歳入では、地方交付税、国庫並びに県支出金、繰越金、市債などを計上しております。

議案第69号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ2億9,292万9,000円を追加し、予算総額を44億8,108万1,000円にお願いするものであります。

歳出では、予算剰余金の増額に伴う基金積立金、平成25年度退職者医療交付金、療養給付費負担金の精算に伴う返納金が主なものであります。

歳入では、繰越金の増額が主なものであります。

議案第70号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ7,094万7,000円を追加し、予算総額を39億9,907万2,000円にお願いするものであります。

歳出では、総務費、基金積立金、諸支出金を増額するものであります。

歳入では、繰入金、繰越金を増額するものであります。

議案第71号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ138万7,000円を追加し、予算総額を4億1,743万9,000円にお願いするものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

歳入では、繰越金の増額が主なものであります。

議案第72号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1,677万5,000円を追加し、予算総額を8億2,894万4,000円にお願いするものであります。

歳出では、工事請負費の不足による増額が主なものであり、歳入では、繰越金と雑入の増額が主なものであります。

議案第73号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ95万4,000円を追加し、予算総額を1億60万4,000円にお願いするものであります。

歳出では基金の積立金及び修繕費を増額するもので、歳入では、繰越金を増額するものであります。

議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出にそれぞれ121万6,000円を追加し、予算総額を1億2,934万5,000円にお願いするものであります。

歳出では、健康温泉館費を増額するもので、歳入では、繰越金を増額するものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第17号平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告について、教育委員長より報告を求めます。八川教育委員長。

○教育委員長（八川 徹君） 教育委員長の八川でございます。

報告第17号平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告について、御説明を申し上げます。

平成20年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、これを議会に報告することが定められました。

本報告につきましては、平成25年度由布市の教育方針の具体化のため実施した取り組みについて点検・評価表を作成し、自己点検及び評価を行い、報告書として取りまとめをいたしました。

学校教育、生涯学習それぞれの領域で学力向上や自立支援体制の整備を初め、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの推進、青少年健全育成の推進、教育方針の具体化に向けての施策について教育委員自身が事務局とともに達成度を点検し、また、外部の評価をお受けすることで成果だけでなく実行性や課題も明らかになりました。

外部の点検評価につきましては、教育に関し知見を有する者として、報告書に記載の6名の方々に外部評価を依頼いたしました。外部評価者には、まず点検・評価表の各項目ごとに評価をいただき、その後、教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務に関し総合意見をいただいたところです。

この点検・評価報告書につきましては、8月20日開催の平成26年第8回の由布市教育委員

会定例会において内容等を審議した結果、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検・評価されていると認めましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成26年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成25年度対象）報告書として議会に御報告するものでございます。

○議長（工藤 安雄君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価についての報告は終わりました。

次に、報告第18号例月出納検査の結果に関する報告について、御報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。

由布市報告13号の由布市健全化判断比率と報告14号資金不足比率の審査の結果を報告いたします。

平成26年7月29日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条——違うか——ごめんなさい、失礼しました。

報告18号でございます。例月出納検査の結果に関する報告について、御報告いたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたします。平成26年9月2日提出。

これは1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成26年5月、6月、7月の例月出納検査を平成26年5月26日、6月25日、7月25日に実施いたしました。検査の対象は会計管理者と企業出納員の保管する4月末、5月末、6月末の現金の在 high、出納状況でございます。現金の in high、出納関係諸表等の係数の正確性の検証、現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしまして、資料の係数が帳票の係数と一致して、適正に処理されていると認められましたので、以上、報告終わります。

○議長（工藤 安雄君） 例月出納検査の結果に関する報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

次に、ただいま上程されました各議案につきまして詳細説明を求めます。

まず、報告第12号について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。それでは、報告第12号の詳細説明をいたします。

報告第12号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり議会に報告する。平成26年9月2日提出。由布市長。

裏面の1、2ページを御参照ください。施行規則の規定によりまして、寄附をされました内訳を各様式に従って運用状況の全てを掲載いたしております。

1、2ページの2号様式のうち、平成25年度分は、2ページの寄附番号47番から68番までの22件ございます。

次の4ページ、5ページ、6ページには、22件の寄附金を事業別に充当内訳として掲載してございます。

3ページには年度別の寄附金合計を掲載しております。平成25年度は22件で223万1,679円でございますが、寄附者の希望によりまして金額や氏名など非公開の御報告とさせていただきますのもございますので、どうぞ御了承いただきたいというふうに思っています。

なお、本年の9月以降の市報に市民向けに寄附内容については掲載をする予定でございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、報告第13号及び報告第14号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長でございます。詳細説明を申し上げます。

報告第13号並びに報告第14号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化の判断比率の報告でございます。

なお、報告に関する監査委員の審査結果につきましては、平成25年度由布市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書として添付いたしております。

それでは、報告第13号をお願いいたします。

報告第13号。平成25年度決算における健全化判断比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94条）第3条第1項の規定により、平成25年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり健全化判断比率を報告する。

下の表をごらんください。①と②の実質赤字比率、連結実質赤字比率については、ハイフンで示してありまして、この括弧の数値は——ハイフンの下の括弧の数値は参考数値となっております。いずれも赤字とはなっておりませんので、報告をいたします。

次に、③の実質公債比率でございますが、7%となっております。④の将来負担比率につきましては21.6%、いずれも早期健全化基準内の数値となっております。数値が早期健全化基準を超えた場合は、自主的な改善努力により財政健全化を図ることになり、財政健全化計画の策定が義務づけられております。平成26年9月2日提出。由布市長。

続きまして、14号報告14号をお願いいたします。

報告第14号平成25年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。

表をごらんください。資金不足比率の分については公営企業の経営の健全化を資金不足比率で示すものでございますので、数値はなく、ハイフンで示しております。括弧の中は、数値は参考数値でございます。数値が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画の策定が義務づけられております。

内容につきましては、資料のほうで御説明いたします。決算書に添付しております平成25年度由布市決算に係る概要説明書をお願いいたします。この中の25ページをお願いいたします。健全化判断比率及び資金不足比率の数値について、平成23年度からの推移とあわせて掲載しております。一番上の（1）の健全化判断比率の4つの比率については、分母は標準財政規模になっております。ちなみに由布市の平成25年度標準財政規模は105億円です。実質赤字比率は、一般会計が赤字か黒字かを判断する指標であり、平成25年度数値はマイナスになっており、黒字ということを示しております。実質赤字比率と書いてある下のほうです。平成23、24、25ということでマイナス6.13、7.84、平成25年がマイナス6.25ということで、これは黒字ということでございます。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を連結し、標準財政規模に対する比率を示したものの、算定したものです。数値はマイナスとなっており、黒字となっております。これも括弧書きの左のほうです、平成23年がマイナス16.04ということで、平成25年が△の15.42ということになっております。

次の、実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことです。言い換えれば、収入のうちどれくらいの借金を返済に充てているかというものでございます。これも過去3年間の平均数値で示されます。平成25年度の由布市の数値は7%で、早期健全化基準25%を下回っております。

次に、将来負担比率は、公営企業などを含めて一般会計が将来的に支払う可能性のある負債の額を合計し、標準財政規模に対する割合で示したものです。

次のページです、（2）の資金不足比率については、公営企業会計についての比率で、水道事業から健康温泉館事業まで4つの事業会計が該当しますが、資金不足を称した会計がないため比率はありません。参考値として資金剰余金で算定したマイナス数値を表示しております。

なお、ページの下のほうに各指標の算定方法を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま詳細説明がありました報告第13号及び報告第14号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。

それでは、報告13号由布市健全化判断比率と報告14号資金不足比率の審査の結果を御報告いたします。

平成26年7月29日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項の規定によりまして、市長から由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。

審査では、健全化判断比率、資金不足比率と、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令等に準拠し、適正に作成されているかなどを確認いたしました。また、今後の比率の推移をどう予測しているかなどを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そして、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。また、それぞれの比率についても基準値を下回っていることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう、要望いたしました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、報告第15号及び報告第16号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。報告第15号をお願いいたします。

報告第15号専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成26年9月2日提出。由布市長。

次のページをお願いいたします。

ここに、平成26年6月19日付で専決処分した専決処分書を添付しております。

次のページですが、まず当事者については記載のとおりでございます。

事故の概要は、市所有の公用車が平成26年5月26日午後5時55分ごろ、由布市湯布院町川南847番10番地先——いよとみ旅館前でございますけれども、県道鳥越湯布院線でいよとみ旅館から方向転換のため後退した際に、後方の確認不足によりまして、公用車の後部が道路反対側の駐車場から既に出ようとした乙所有の車の前部に衝突した事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対して90%の過失割合を認め、損害賠償の額を42万3,483円に定めたものでございます。

次に、報告第16号をお願いいたします。

報告第16号専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成26年9月2日提出。由布市長。

次のページをお願いいたします。

専決処分は、平成26年8月4日付で専決処分を行っております。当事者並びに事故の概要につきましては、報告第15号で報告いたしました交通事故と同じ内容でございます。この和解及び損害賠償は、乙の人身に係るもので治療費を甲が乙に対して支払うことを認め、損害賠償の額を43万9,668円に定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、認定第1号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。それでは、認定第1号をお願いいたします。

認定第1号平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。平成26年9月2日提出、由布市長。

それでは、先ほどの報告第13号、14号の説明で用いました平成25年度由布市決算に係る概要説明書で説明させていただきます。私のほうからは決算の概要を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

なお、各会計の決算収支につきましては、事前にお配りしております平成25年度由布市歳入歳出決算書により、また、個々の施策の概要につきましては主要施策の成果説明書及び平成25年度事務事業事後評価表を御参照いただき、御承認をいただきたいと思います。

なお、本決算に対する監査委員の審査結果につきましては、別冊の平成25年度由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書にまとめられております。

それでは、最初に財政指標につきまして御説明を申し上げますので、概要説明書に添付の別紙決算カード、これはA3の部分です。これについて御説明を申し上げます。

一番左の下のほうの黄色で色づけしております経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので、100%に近いほど財政構造の硬直化を示すとされております。これは上の89.4%のほうを見ていただきたいと思います。

平成25年度は前年度の90.6%よりも1.2%下がり、89.4%になりました。これは、前年度に対しまして主に人件費が減額となったため、比率が下がっております。

次に、右上の青く色づけしております、2段目です。財政指数等のところの右側の表、財政力

指数ということで23年から25年の平均を書いております。これが1に近いほど強いとされており、数値は0.467となっております。

それでは、決算収支の内容を御説明を申し上げますので、平成25年度由布市決算に係る概要説明書をごらんください。1ページを開けていただきたいというふうに思います。

この表は、各会計の決算書の実質収支に関する調書をまとめたものでございます。各金額は読み上げませんが、全ての会計の実質収支額は黒字となっております。

2ページの方です。一般会計の歳入でございますが、1款の市税は前年度に比べ2,189万円、一番上の行ですが増となっております。増の要因といたしましては、固定資産税の新築家屋が多く建築されたことによるものと、入湯税については平成24年度の豪雨災害で観光客が減少していたものが平成25年度は従来のように回復したことによる増となっております。

一方、減の要因といたしましては、市民税の個人分が団塊の世代が多く退職したことから、所得割が1,886万3,000円減となっております。法人分は、保険金収入のあった企業が通常に戻ったということで1,141万4,000円の減となっております。

11款地方交付税についてであります。これが4,157万7,000円の減となっております。主なものは全国的に交付税の配分が減額になって由布市も減額となったということでございます。

次に、3ページをお開きください。13款分担金及び負担金については、農林水産業費分担金3,780万7,000円の増は、県営地域用排水路整備事業の施工によるものです。

続きまして、14款の使用料及び手数料の土木使用料1,857万7,000円は、雇用促進住宅の家賃及び駐車場等の増によるものです。

15款の国庫支出金につきましては1億2,096万3,000円の減となっております。減額の主な要因としましては、総務費国庫補助金の3,065万2,000円の減。これは特定防衛施設周辺整備事業の減。それから民生費国庫補助金の生活保護適正化実施推進事業費の減による2,327万9,000円となっております。それから土木費国庫補助金の道路改良に係る交付金の減により、2,413万3,000円、それから教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金8,696万6,000円が減となっております。

増となった分は民生費の国庫負担金のみの5,408万5,000円となっております。これは、障害者自立支援費負担金となっております。

次に、次のページ、16款県支出金です。これが2億3,230万8,000円の増額となっております。増の要因といたしましては、民生費補助金の保育所緊急整備事業補助金の2億405万5,000円の増と、それから災害復旧費県補助金として4,507万7,000円の増となっております。それから消防費補助金として県地震津波防止対策補助金。これ、防災の分で

す、2,559万3,000円の増となっております。

続きまして、次のページをごらんください。17款の財産収入につきましては、不動産の売り払い収入の増によるものです。

18款の寄附金についてですが、指定寄附金1億768万5,000円の増額となっております。これは、庄内町の田北奨学会からの寄附によるものです。

21の諸収入は6,341万7,000円の減額となっております。主なものは、雑入、過年度収入の防衛交付金等が減となったことによるものです。

22款の市債、一番下です。これが6億3,752万7,000円の大幅な増額となっております。これは、土木債で多目的公園の整備事業、それから消防費では消防庁舎建設事業、これが1億6,870万円。教育費は中学校校舎等施設整備事業で4億6,820万円の増になったことによるものです。

以上のことから、歳入総額は179億7,260万7,000円となっており、前年度に比べ9億5,024万8,000円、率にして5.6%の増となったものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。次の5ページをお開きください。説明は歳入同様に前年対比での増減の大きなものについて御説明をいたします。

3款民生費です。1億8,190万1,000円の増額となっております。これは、児童福祉費の子育て支援費として2億4,580万7,000円の増、これは保育所の施設整備事業費の補助金となっております。減の要因といたしましては、国民健康保険特別会計への繰出金1億977万2,000円減となっております。

それから、8款土木費、次のページの一番下です。746万5,000円の減となっております。減額の要因といたしましては、道路新設改良費の国県道路改良事業費負担金が9,060万1,000円の減となっております。増額の要因といたしましては、道路橋梁費の道路維持費が2,690万6,000円の増と。また、都市計画費の公園費について、多目的公園建設に伴う7,506万7,000円の増となっております。

次のページをお願いします。9款消防費については2億2,910万3,000円の増額となっております。常備消防費では、消防庁舎の建設事業費、非常備消防費では消防団車両の購入費、災害対策費で防災ラジオ整備事業費が大幅な増となったものです。

10款教育費も4億7,690万1,000円の大幅な増額となっております。これは、小学校の整備事業が終了したものの、新たに湯布院、挾間両中学校の整備事業を行っていることによるものです。

12款公債費は1,478万8,000円の減額。要因は過疎債資金元金の一部終了したことにより、利子償還が減になったものです。

13款諸支出金は3億1,763万5,000円の増額。減債基金や財政調整基金積立金の増額が主な要因です。

以上のことから、歳出につきましては歳出総額171億8,348万1,000円、前年度に比べ11億1,580万円、率にして6.9%の増となっております。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。以上のことから一般会計につきましては、歳入歳出の形式収支額が7億8,915万5,710円、この額から翌年度に繰り越しすべき財源の翌年度の繰越金1億3,213万1,784円を差し引いて、実質収支額は6億5,702万3,926円となっております。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。国民健康保険特別会計です。歳入合計は46億7,482万5,000円で、前年度より1.6%の増となっております。これに対する歳出合計額は43億6,362万3,000円、前年度よりも2.6%となり、実質収支額は3億1,120万2,000円となっております。

歳入では、国民健康保険税や前期高齢者交付金、共同事業交付金、繰越金などが増額となっております。療養給付費交付金を初め、国県支出金などは減となっております。

一方、歳出では、保険給付費が1億6,448万8,000円と大幅な増額となっております。これは、一般療養費や高額療養費の増額によるものです。また、諸支出金4,851万6,000円の減は、これは国費の過年度分の精算分が減少したことによるものです。

次に、9ページをお願いします。介護保険特別会計でございます。歳入合計額は38億5,712万9,000円で、前年度よりも0.7%の減の横ばい状態となっております。これに対する歳出合計額は37億8,956万6,000円で、これも1.8%の減となっており、実質収支額は6,756万3,000円となっております。歳入増の要因は、特別徴収保険料等の対象者の増によるものと、国庫支出金の介護給付費負担金の増によるものです。また、歳出の減の主なものは、基金積立金の減と国県返納金が減額となったものです。

次に、簡易水道事業特別会計ですが、下の表です。歳入合計が2億4,825万7,000円、これに対する歳出合計額は2億3,548万2,000円、実質収支額は1,277万5,000円となっております。歳入では水道使用料や施設整備費補助金が増額となっておりますが、電算運用委託料や簡易水道の建設費が減額となっており、前年度から10.2%の減額となっております。歳出については工事費や元利償還の減により、前年度から14.3%の減となっております。

次の10ページをお願いします。農業集落排水特別会計です。歳入合計は9,507万円で、これに対する歳出合計額は9,401万6,000円、実質収支額は105万4,000円となっております。

その下の健康温泉館特別会計です。歳入合計額は1億3,176万5,000円で、これに対する歳出合計額は1億3,054万8,000円で、実質収支額は121万7,000円となっております。

次の11ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計です。歳入合計額は4億1,666万9,000円で、これに対する歳出合計額は4億1,528万1,000円、実質収支額は138万8,000円となっております。

以上で各会計の決算額の説明を終わらせていただきます。

次に、財産に関する調書について御説明を申し上げます。

この決算書をお開きください。決算書の536ページです。1の公有財産、(1)土地及び建物の年度中の増減です。538ページの(2)山林の年度中の増減は、別紙の決算に係る概要説明書、先ほど見ていただきました23ページと24ページに異動詳細を掲載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、(3)の出資による権利ですが、次のページ、538ページの下の方の表です。年度中の増減はありません。

次に、540ページの3の基金の分ですが、基金の状況については、年度末現在高は合計で、一番下の右です——68億7,315万1,000円となっております。前年度末より8億9,270万8,000円の増額となっております。これは主に財政調整基金、減債基金、教育奨学資金基金の増額によるものです。減額の要因といたしましては、介護給付費準備基金の減が主なものです。

542ページと543ページは、定額資金運用基金の運用状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(工藤 安雄君) 次に、認定第2号について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長(生野 重雄君) 産業建設部長でございます。認定第2号について詳細説明を申し上げます。

認定第2号平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。地方公営企業法第30条の規定により、平成25年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。平成26年9月2日提出、由布市長。

それでは、1ページ目をお開きください。水道事業決算報告書でございます。平成25年度の予算額とそれに対する決算額を記載したもので、消費税、地方消費税を含んだ数値となっております。

上の表は、収益的収入についての表でございます。決算額は4億9,969万7,528円で、予算額に対して263万4,472円の減額。決算額を予算額で除した収入率は99.47%でございます。

また、下の表は収益的支出についての表でございますが、決算額5億3,190万8,205円、執行率95.46%でございます。

次に、2ページ目をお願いいたします。資本的収入及び支出についての表でございます。これは、施設の整備拡充のための収入と支出でございます。

収入の決算額は4億2,539万5,250円、支出の決算額は6億4,416万4,266円で、収入額が支出額に対して不足する2億1,876万9,016円につきましては、欄外に記載しておりますが、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

3ページをお願いいたします。損益計算書でございます。25年度の水道事業の経営成績を示したものです。営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は左の下から5行目に記載しておりますが、マイナス183万8,854円、営業外の収支を加えました経常利益は、右側の上から5行目でございますが、マイナス4,513万4,171円、特別損失を加えました当年度純利益は右側の下から3行目、マイナス4,560万2,723円となり、営業利益、経常利益、当年度純利益ともに赤字でございました。

損失分につきましては、前年度繰越利益剰余金3,696万9,016円を充当いたしましたが、当年度未処分利益剰余金がマイナス863万3,707円となりました。

次に、4ページをお開きください。これから7ページにつきましては、貸借対照表及び剰余金計算書でございます。4ページ、5ページの貸借対照表は26年3月31日現在の資産と負債、資本の状態を示した表でございます。7ページの剰余金処分計算書につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、翌年度繰越利益剰余金をマイナス863万3,707円とするものでございます。

次に、8ページをお開きください。事業報告書でございます。まず総括事項として、給水の状況でございますが、給水人口は2万4,063人で前年度に対しまして83人増加しております。有収率は72.3%となり、前年度に対しまして0.1ポイントですが高くなっております。

次に、工事の状況でございますが、新設・改良工事では市道向原別府線配水管新設工事等16件でございました。

財政の状況でございますが、収益的収支では営業収益が前年度に対しまして648万3,000円の増となっております。一方、営業外収益は385万8,000円の減となり、事業収益は4億7,725万779円となりました。

営業費用は前年度に対しまして3,164万4,000円の増、営業外費用は291万4,000円の減となり、事業費用は5億2,285万3,520円で、先ほど損益計算書で御説明申し上げましたように4,560万2,723円が当年度純損失となりました。

次に、資本的収支では、市補助金や企業債、借入金などにより、総収入額4億2,539万5,250円となりました。支出では請負工事費16件、委託業務4件のほか、人件費、企業債の償還元金が主なものでございます。総支出額は6億4,416万4,266円となりました。

最後に記載しておりますが、当年度の純損失は4,560万円を超える額となり、より一層の経営健全化を図り、経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

9ページをお開きください。議会の議決事項、職員に関する事項、先ほど申し上げました工事委託の概要を記載しております。

10ページには、業務量と収益費用に関する前年度との比較表を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

11ページをお開きください。収益費用明細書でございます。消費税、地方消費税を抜いた数値となっております。まず、1款水道事業収益は4億7,725万797円でございます。うち1項営業収益で4億5,216万7,434円となっております。水道料金一般加入負担金が主なものでございます。

12ページの2項営業外収益は2,508万3,363円となり、これは一般会計からの補助金が主なものでございます。

14ページをお開きください。収益的支出の明細でございます。2款水道事業費用5億2,285万3,520円ですが、職員、浄水場管理人等の人件費や施設の維持費、減価償却費、企業債の利息などが主なもので、23ページまでその詳細を記載しております。

次に、24ページをお開きください。資本的収入の明細でございます。24ページです。企業債、工事負担金、消火栓建設受託金、一般会計補助金が資本的収入で、合計4億2,484万9,000円でございます。

26ページをお開きください。資本的支出の明細でございます。職員の人件費、27ページ、28ページに記載しております請負工事費、企業債の償還元金などが主なもので、合計6億2,192万8,752円でございます。

29ページから32ページには、固定資産の明細及び企業債の明細を記載しております。

最後、33ページは基金運用状況調書でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。土屋代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。

平成26年7月1日に――失礼しました。地方自治法第233条第2項、第241条第5項の規定により、市長から依頼されました平成25年度由布市一般会計、特別会計の歳入歳出決算と

基金の運用状況についての審査結果を御報告いたします。

審査では、各会計の歳入歳出決算書や基金の運用状況調書の係数が各所管課の保管する帳簿と合致しているかの確認をいたしました。また、予算の執行状況など、決算の詳細について関係職員から聞き取りを行いました。その際には、平成25年度に実施いたしました定期監査や例月出納検査の中で明らかになった課題がどのように決算に影響しているかを着眼点といたしました。その中でも、特に意見書の1ページに記載しております5項目について審査を行いました。

審査の結果は、平成25年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算とその附属書類は関係法令に準拠して作成されていました。表示されている係数も関係する帳票や照合書類と合致しており、適正妥当であると認められました。また、各会計の歳入歳出予算も適正に執行されていると認められました。

本年度の決算は、一般会計と特別会計を合わせた歳入の決算額が273億9,635万2,000円、歳出の決算額が262億1,199万6,000円と、前年度に比べて規模の大きいものになりました。これは、教育施設の耐震化など、投資的な事業を積極的に行ったことが要因として挙げられます。

また、財政力指数が0.467と前年度に比べて0.002ポイント上昇したことや、経常収支比率が89.4%と1.2ポイント低下したことなど、主な財政指標が改善されております。

一般会計の市債の発行残高が195億9,191万5,000円と増加傾向にあります。今後の負担も懸念されるので、将来を展望した予算計画、事業実施が必要と思われます。また、前年度の審査意見書で指摘しました公用車の台数の相違につきましては、本年度中に調査が実施され、台帳などの整理が行われていることを確認しております。

なお、審査を行う中で着眼した内容についての見解として申し上げます。

1番の勤務時間外の抑制につきましては、前年度までは300時間を超える者が10名程度いましたが、25年度はゼロとなり、予算折衝時の説明や時短委員会の開催などで浸透が伺えます。なお、事務処理の非効率性は事後処理などで時間外勤務を招く要因となり、さらなる適正な事業管理を求めるよう、意見いたしました。

次に、法令遵守につきましては、法律はもちろん、由布市で定めた条例・規則・規定など、これを制定した精神にのっとり職員には厳しく、市民には公平に、弱者には優しく運用するよう求めてきたところでございます。

しかし、住民監査請求に基づく監査の結果、由布市で制定いたしましたプロポーザル公募のルールをみずから破る行為が確認されました。また、それに係る契約は法令遵守の最たる内容であるべきところ、由布市の不利益となるような契約内容を確認したところでございます。さらに、別の住民監査請求におきましても事前監査の結果、工事に係る随意契約の手続きに重大な問

題事項を確認しました。

次に、出納に係る会計事務では、財務規則、会計規則、単年度会計の原則などにつきまして、職員や課による解釈に相当のばらつきが確認され、多くの出納処理に問題点を指摘し、是正を求めました。

次に、地域への気配りにつきましては、地域住民の要望を100%の意見であるとして受け止めて事業化をして、議会の議決を受けた事業で、年度内に具体化できない事例が相当数見られました。挾間地区のポートピア、塚原のメガソーラーなどはその例ですし、他方、事前の情報収集不足、関係住民との調整不足、地権者の調査不足等々により、一部の反対や用地買収ができないなどの事情で次年度への繰越工事も確認されました。

これらのことから、その事後の対応に追われ、通常業務に支障を来し、時間外勤務になる、つながらる事例も見られました。このようなことが度重なると、行政と地域住民との信頼関係の崩壊などにつながってくる恐れを危惧しているところでございます。

次に、市内への経済波及効果についてでございますが、総務省が発表しました人口10万人以下の自治体のブランド化を進めることなどで、再生につなげるとした工程表の中で、地域内でお金や商品が循環する仕組みをつくることその自治体の生き残れる道としておりました。由布市でもプレミアム商品券発行等々の地買地消の経済振興に力を入れております。これを受けて、相当の課では地買地消の取り組みが見られました。しかしながら、いかがなものかと思われる課・施設・学校も見受けられましたので、市内への経済波及効果を勘案した指導を求めたところでございます。

次に、使用料などの収納対策についてでございますが、市民にも法令に基づいた納税義務と同時に水道・保育・住宅・農業集落排水等々の受益に対する負担義務があるわけでございます。その履行を厳格に求め、必要に応じて法的措置を講ずることも公平性の原則を守ることから職員の当然の責務であるとたびたび意見しております。

市税と国民健康保険税につきましては収納課が所管しており、納税義務の履行を求めて旧町時代の壁を乗り越えた対応により、着実に実績を上げております。ちなみにその収納率は一般税では県内8位、国保税は5位となっております、さらに旧町時代には考えられなかった滞納に対する延滞金を法にのっとりきちんと課税し、その合計収納は2,260万円となっております。

ところが、受益に対する各種の料につきましては、極めて悪質な滞納者として認めざるを得ない市民も多数、確認いたしております。

しかし、収納に対するこの職責を全うとする姿勢が見られない職員も残念ながらいます。例えば、10年以上も滞納している悪質な滞納者を放置してきたこと、ただ時効を待っていると受け止められても仕方がないと思われる課や職員もいます。さらに、時効中断の手続きを放棄してい

るように受け止められる課や、安易な不納欠損処理をしている課なども、残念ながら見られるところがございます。

そこで、2つのことにつきまして緊急の課題として提言しました決算意見として、知識・経験・交渉折衝力を高める優秀な人材育成のために、繰り返しいろんな研修を積んでほしいと、積むべきですよということを申し上げました。

続きまして、会計出納事務処理の標準化を早急に具体することも申し上げました。例月出納検査で全書類を確認しましたところ、残念ながら毎月3ケタ100以上の書類に何らかの不備を確認しました。このことは、課や係でのチェック・指導が組織的に機能していないことと、事務処理の標準化ができていないこととなります。万一、このような状態での住民監査請求による出納書類の情報開示には危惧を感じておりまして、早急に由布市の会計出納事務の標準化に具体的に取り組む、これを徹底することを求めています。

続きまして、由布市の水道事業会計決算審査の結果を御報告いたします。

平成26年5月30日に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。審査では、水道事業会計決算報告書とその附属書類などが地方公営企業法やその他の関係法令に基づいて作成されているかを確認いたしました。

また、会計帳簿、証拠書類との照合を行い、事業の経営成績や財政状態を適正に表示しているかを検証しました。

さらに、経営内容を把握するために係数の分析も行いました。本年度はこの水道会計は年々経営が悪化しておりまして、前年度の審査意見書でも有収率の低下と収納対策を指摘いたしました。これまでの経営の悪化は、これらの要因があると捉え、本年度の審査では滞納整理の方法に主眼を置いて職員の聞き取りを行いました。中でも、不納欠損の取り扱いが公平性からも適正な処理をすべきであり、事後処理などをどのような方法でやるかを着眼点といたしました。

なお、不納欠損の処置状況を観察するために、現地確認も行っております。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は、地方公営企業法関係法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類とも合致しており、適正妥当と認められました。

水道事業会計の決算を総括いたしますと、まず、有収率が72.3%と前年度に比べて0.1ポイントではありますが改善されております。しかしながら、この有収率では依然として収益的予算に影響を与えていますので、引き続き対策が必要です。なお、平成26年度の予算におきましては、漏水調査や管路の修繕費が大幅に増額されておりますので、その効果に期待しております。

なお、上水と簡易水道合わせた現状の有収率での漏水量を金額に置きかえてみました。上水のロスが122万立方メートルになっております。これに給水原価164円を掛けると約2億円。それから簡易水道のロスが40万立方メートルになっておりまして、庄内簡水の使用料178円

を掛けますと6,600万円となりまして、合計2億7,000万円近くのロスということに——これは単純計算ですけど、そのようになります。

これを有収率90%に改善いたしますと、ロスの量は56万立方メートルに激減し、金額も9,000万円をはるかに下回る、激減することが試算されますので、有収率の改善は大変、重要なことだというふうに受け止めております。

そこで、係数などの適正性が認められますが、今後の運営について改善すべきと思われる2点を提起したところでございます。1つは、給水原価の低減です。本市では合併以降、給水原価と供給単価が逆転しております。水を供給すればするほど経営を悪化させることになってます。安全な水を供給するために高機能施設、設備への更新は避けられず、近年でも巨額の投資を行ってきております。

また、大分川の水質も低下しており、極めて厳しい生産過程の中で、給水原価の上昇をいかにして——上昇幅をいかにして抑えるのか、事業者の手腕が問われるところでございます。

2つ目は、未収金の圧縮です。未収金の増加は直接的に経営に支障を来すことになり、ひいては一般会計からの基準外の繰り入れを増額する結果を招くことになります。このことは水道未普及地域の市民から見れば公平性を欠くことにもなります。その上、受益者負担の原則からも逸脱することになるので、法的措置も執行する厳正な収納体制を整えることを求めてきました。しかし、給水停止などの措置を講じた場合の最悪の結果を恐れて、悪質な滞納者にまで厳正な措置を講ずることを躊躇している節が見られ、心配しております。

前年度の意見書では、またさらに水道料金の滞納の改善と水道料金の改定ということを申しておりましたが、その中で、有収率の改善につきましては、26年度予算で漏水調査や修繕にかかる費用を大幅に増額したことからも早急に対応しようとする姿勢が伺えますが、しかしながら、滞納圧縮と水道料金の改定に進展が見られなかったと思慮されます。

供給単価と給水原価との逆転幅がさらに大きくなっており、この改善が緊急の課題です。しかし、消費税の増税や物価上昇など、市民を取り巻く環境は料金値上げを素直に受け入れてもらえない状況ではありません。特に、使用料の多い観光業では経営を圧迫する要因になるとも思われます。そのためには、有収率の改善、給水原価の低減や未収金の圧縮など、真摯に取り組み、具体的に実績を示すことが肝要だと思っております。

平成26年版「日本水資源」によりますと、老朽化した水道管の更新に必要な経費は平成32年から37年にかけては全国的で、1兆円規模に達すると記されております。この費用を確保するために、大幅な料金値上げに踏み切った自治体も出てきました。例えば、水戸市では7.9%、秩父市では17.5%というふうになっております。

また、水道事業に携わる職員も平成7年から15年間で26%も減っており、施設の維持管理

に必要なベテラン職員が不足し、技術の継承も難しくなっているとのことです。

本市でも職員数は限られ、厳しい財政状況にあることから、一般会計そして特別会計を含めたインフラ補修の優先順位を総合的に、入念に検討して、集中的に人材と資金を投入するなどの小規模自治体ならではの知恵が求められる時期になったことと実感しております。

なお、簡易水道で2点、報告いたします。庄内簡易水道では、管路の接続部分からの漏水が多発しており、庄内振興課の職員は頻発する漏水処理に追われて、増加する滞納の収納業務に支障を来しており、収納率の改善にも関わることであり、緊急の課題。

2つ目。湯平簡易水道では、管路が側溝や擁壁に露出配管されている箇所が相当数あります。冬期の凍結防止のため、相当期間、放水している実態があります。公共水道として安全性や、また盗水などの危機管理の面からも放置できないことであり、地中埋設が緊急な課題ということを申し上げまして、一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査の御報告といたします。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午後0時16分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、議案第62号について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。

議案第62号県営圃場整備事業の損失補償について、詳細説明を申し上げます。

旧挾間町では、農業生産性の向上と農業構造の改善による地域農業及び集落営農等の推進を目的とした県営圃場整備事業に取り組んでまいりました。当県営圃場整備事業下赤地区は、昭和48年から昭和58年までの11年間149ヘクタール、また谷地区では昭和55年から平成10年までの19年間135.5ヘクタールの圃場整備を行ってきたところでございます。

本事業の実施に際し、受益農家は旧挾間町農業協同組合より農林漁業金融公庫資金を借り入れ、工事費の地元分担金として支払いをいたしました。そして旧挾間町は、旧挾間町農業協同組合との間で損失補償契約を締結いたしました。この損失補償契約書では、最終償還期限到来後10カ月を経過した時点で、挾間町農協が弁済を受けていない元利金合計額に相当する金額を損失額として、これを挾間町が補償するとの内容となっております。

それに基づき、平成25年9月、大分県農業協同組合代理人より元金、約定利息、遅延損害金の合計金額2,910万8,938円の請求が本市になされたところでございます。

市といたしましては、その後、大分県農業協同組合代理人との間で損失補償額に関する協議を

繰り返し行ってまいりました。その結果、本年7月付で遅延損害金を除いた金額2,231万9,812円を請求する旨の通知がございました。

市といたしましては、遅延損害金669万9,126円が減額されたこと、訴訟に至っても勝訴の見込みが低く、敗訴した場合、遅延損害金並びに裁判費用を上乗せした額の支払い義務が生じる恐れのあることなどの判断から、由布市土地改良事業資金融資補償条例第5条第2項の規定により、市議会の承認を経て損失の補償を行いたく、本議会に本議案を提出いたしましたところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第63号から議案第65号まで、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第63号から65号につきましては、参考資料をお配りさせていただいております。63号関係資料の最後のページに目新しい用語の意味についても記載をしておりますので、一緒にお目通しをいただければと思います。では、まず議案第63号をお願いいたします。

議案第63号由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別記のように定める。平成26年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いします。子ども・子育て支援法の制定に伴い、認定こども園、幼稚園、保育所を対象とした施設型給付を受けようとする教育・保育施設及び小規模保育を対象とした地域型保育給付を受けようとする地域型保育事業者は、施設の整備、職員配置などの認可基準を満たしていかなければならないこととなります。

このため、教育・保育にかかる費用の給付対象施設として確認を受ける施設、事業者が遵守すべき運営基準を国が定める、従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、市が条例で定めるところとされたものです。

従うべき基準とは、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適用しなければならない基準であり、参酌すべき基準とは地方自治体が他のものを参考にして長所を取り入れることとした結果であれば、地方の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであります。

主な内容になりますが、第1章の総則では、第1条、第2条で条例制定の趣旨・定義、次の第3条の一般原則では、この事業を実施する上での事業及び事業者の基本的な考え方、次のページになります、第2章の特定教育、保育施設の運営に関する基準のまず第1利用定員に関する基準では、第4条で利用定員を20人以上とし、認定こども園、幼稚園、保育所の区分に応じ、定員を定めることとしています。

次の第2節の運営に関する基準では、第5条から4ページ先になります、第14条で、特定教

育・保育の提供に関し内容や手続きの説明に関する事など、第15条から次のページ第16条で、特定教育・保育の取り扱い方針、評価など、次のページになります、第20条から第22条で施設の運営規定、勤務体制の確保、定員の遵守など、2ページ先になりますが、第30条から第32条では苦情処理に関する対応、事故発生の防止と発生時の対応、次のページになります、第34条で各種記録の整備及び保存期間を定め、第35条では事業運営に関しての暴力団関係者の排除を定めています。

次の、第3節の特例施設型給付に関する基準では、第36条で特別利用保育の基準、次のページになります、第37条で特別利用教育の基準を定めています。

下段のほうになります。第3章の特定地域型保育事業の運営に関する基準では、まず第1節利用定員に関する基準、第38条で、次のページにかけてになりますが、家庭的保育事業は利用定員を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型は16人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人と定めています。

中ほどになります。第2節の運営に関する基準では、第39条から、2ページ先になります、第44条で、特定地域型保育事業の提供に関し、内容や手続きの説明に関する事、次のページになります、第45条、46条で、事業者の保育提供における取り扱い方針、評価など、また次のページになります、第47条から第50条で運営規定、勤務体制の確保、各種記録の整備及び保存期間を定め、次のページになります、第3節の特例施設型保育給付費に関する基準では、第52条で特別利用地域型保育の基準、次のページ、第53条で特定利用地域型保育の基準を定めています。第4章は雑則を定めています。

附則として、第1条で、この条例の施行については法の施行の日からとし、第2条は特定保育の特例を、次のページになります、第3条で施設型給付費など、次のページ、第4条で利用定員、第5条で連携施設に関する経過措置を定めています。

63号は以上です。

次に、議案第64号をお願いいたします。

議案第64号由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別記のように定める。平成26年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。子ども・子育て支援新制度におきましては、従来の認可保育所、利用定員20人以上ですが――の枠組みに加え、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業として、家庭的保育事業、定員5人以下、小規模保育事業、定員6人から19人までの範囲でA型、B型、C型。自社労働者の子どもに限らず地域の子どものみ開放した場合の事業所内保育事業。また、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業の4つ

の類型につき、新たに市の認可事業として事業類型が設けられることとなり、議案第63号と同様に国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、市が条例で定めることとされたものです。

主な内容になりますが、第1章の総則では、第1条、2条で条例制定の趣旨提起、第3条から第5条でこの事業の最低基準の目的、市長及び事業者の責務などについて、次のページになります、第6条の一般原則では、家庭的保育事業等を実施する上での事業及び事業者の基本的な考え方、第7条では保育所等の連携、次のページ、第9条から第11条では職員の要件、基準等、次のページ、第16条から、次のページにかけてになりますが、第17条では食事の提供に関する事。次のページ、第19条では事業所等、内部の規程の定めに関して。次のページ、第2章の家庭的保育事業では、第24条、第25条で設備の基準、職員の配置、次のページ、26条、27条で保育時間、保育内容を定めています。

第3章の小規模保育事業では、まず第1節小規模保育事業の区分で、第29条で、この事業は小規模保育事業A型、B型及びC型と区分し、第2節小規模保育事業A型、3ページ先になりますが、第3節小規模保育事業B型、次のページになります、第4節小規模保育事業C型において、第30条から第38条でそれぞれ施設の設備の基準、職員の配置基準、利用定員を定めています。

第4章の居宅訪問型保育事業では、第39条から41条で提供する保育の内容、設備及び備品の規定、職員の配置、次のページ、第5章の事業所内保育事業では、第44条から、3ページ先になります、第46条で利用定員の設定、利用定員が20人以上の事業所の設備の基準、職員の配置基準、第49条では利用定員が19人以下の事業所の職員の配置基準を定めています。第6章は雑則を定めています。

附則として、次のページ、第1項で、この条例の施行については子ども・子育て支援法整備法の施行の日からとし、第2項で食事の提供、第3項で連携施設、第4項で職員、第5項で利用定員に関する経過措置を定めています。64号は以上です。

次に、議案第65号をお願いいたします。

議案第65号由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別記のように定める。平成26年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。本条例の制定は、子ども・子育て支援法整備法第6条により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、前の2議案と同様に、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、市が条例で定めることとされたものです。

主な内容になりますが、第1条、第2条で条例制定の趣旨、定義、第3条から第5条では設備、

運営についての最低基準の目的、向上に向けての市長及び事業者の責務、第6条で事業実施における一般的な原則、次のページになります、第7条で事業者の非常災害対策の務めを、第8条、第9条で職員の要件、知識、技能の向上など、第10条、第11条では事業所設備の基準、職員の配置基準、2ページ先になりますが、第15条では事業の運営規定を定めておかなければならないことを、次のページ、第19条で原則ですが、開所時間について小学校の授業の休業日は1日8時間、休業日以外は3時間及び年間開所日数250日以上を規定をしております。次のページ、附則として第1項で、この条例の施行については子ども・子育て支援法整備法の施行の日からとし、第2項で設備、第3項で職員、第4項で児童数に関する経過措置を定めています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第66号について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。議案第66号をお願いいたします。

議案第66号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年9月2日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールを10月から導入することに伴い、委員の報酬を月額3,800円と定めるものでございます。

この学校運営協議会は、教育委員会により設置される合議制の機関で、委員は教育委員会から任命される非常勤特別職の地方公務員となります。制度の目的は、地域住民や保護者等が教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを目指すものです。

由布市教育委員会では、学校ごとに段階的な導入を推進することとしており、現行の学校評議員にかわる制度として、ことしの10月から由布川小学校と挾間中学校で制度の導入を図り、学校運営改善の取り組みをさらに一歩進めることとしております。

次のページには新旧対照表を添付しておりますけども、別表の中で学校運営協議会委員月額3,800円を加えるものです。なお、施行日は附則で平成26年10月1日施行としております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第67号について、詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（甲斐 忠君） 消防長です。

議案第67号由布市職員定数条例の一部改正について。由布市職員定数条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成26年9月2日提出、由布市長。

裏面をお開きください。由布市職員定数条例第2条第8号中の65人を71人に改めるものです。6人の増となっておりますのは、通信指令室の開設に伴い、運用するのに最低6人の人員が必要であるためでございます。なお、施行は平成27年4月1日としております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第67号について、詳細説明を求めます。失礼しました。次に議案第68号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。予算書に従いまして、説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。なお、平成26年度9月補正予算の概要は、主な補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照していただきたいというふうに思います。

それでは、議案第68号平成26年度由布市一般会計補正予算（第2号）。平成26年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億167万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億4,125万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。それでは、予算書の次のページをお開きください。第1表の歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

3ページをお開きください。第2表地方債の補正です。今回は、臨時財政対策債の変更のみです。臨財債の本年度の額が確定したので、限度額を7億1,967万1,000円に増額補正するものです。

それでは、7ページをお開きください。歳入につきましてです。主なものについて御説明いたします。なお、特定財源として歳出に充てられるものは、歳出の項目で説明します。

11款地方交付税。交付税は普通交付税の算定が終わり、額の確定による補正です。確定額は前年度より1億1,899万7,000円減の51億3,830万4,000円になります。

次に、11ページをお願いします。11款繰入金の1項1目、この1節他会計繰入金は前年度の精算に伴う他会計からの繰入金となっております。説明は横に書いてあるとおりであります。2節の繰入金については、普通交付税、繰越金などの額の確定により、歳入超過となりましたので、当初予算で措置しました財政調整基金繰入金を減額しております。

次に、20款繰越金です。これは、確定によるもので、補正額は1億2,702万3,000円。合計が3億2,702万3,000円となっております。

13ページをお願いします。ここからは歳出でございます。なお、資料の9月補正予算の概要の主な補正事業の内訳に掲載している事業につきましては、要点の説明とさせていただきます。また、人件費の時間外勤務手当は突発的業務のために予算不足を生じている課について措置しております。よろしくお願いいたします。

まず、2款1項5目財産管理費です。4の財産有効活用事業費は廃止済みの市道・里道売却に伴う財源変更です。

下のほうになります、7の入会地分収交付金事業ですが、これは湯布院町川西の県民有林干ばつ木処分等によるものです。

次のページをお開きください。6目企画費の3小規模集落支えあい事業は、塚原地区の支援事業補助金として県補助金300万円を充当しております。

4の由布市に住みたい事業500万円につきましては、空き家のリフォーム費用等の補助金と仲介手数料補助金となっております。

7目電子計算費については、真ん中の表です。1行政事務情報化推進事業については、社会保障番号制度システム対応業務委託費となっております。補助金の補助率が決定されておきませんので、全額一般財源としております。これについては、補助金が確定次第、財源整理をしたいと思っております。

下段の9地域振興費の区分1から次ページの3までの部分は、電源立地の交付金事業を計上しております。事業内容は、消防団等のポンプ車両等です。これについては、概要書に記載しているとおりです。

それから、17ページ中段の4の湯布院地域づくり推進事業の防衛調整交付金事業3,680万7,000円ですが、これは若杉複合施設整備の設計委託費として計上してはいたしましたが、事業の関係から温泉掘削調査費の測量調査費に組み換えをするものです。

次の5湯布院コミュニティ施設管理事業は、消防署の湯布院出張所の建築に支障を来すため、公園の移転に伴うものです。

下段の10目諸費の1地域イメージ向上プロジェクト事業の200万円は、大湯鉄道のPR事業を行うためのもので、県補助金の2分の1を充当しております。

次の19ページをお開きください。中段の3款1項1目社会福祉総務費の1臨時福祉給付金給付事業2,248万4,000円ですが、これは臨時福祉給付金の年金加算対象者増加分に伴う経費で、国庫補助金を充当しております。

次に、23ページをお開きください。中段の小松寮につきましては、監査委員から指摘によって組み換えを行うものであります。

3款2項2目子育て支援費の557万2,000円は、子育て支援制度に係る電子システム構

築費の県補助金が確定したことによる財源充当です。

一番下の段の4款1項4目予防費の委託料1,141万2,000円につきましては、次のページに書いてありますように、予防接種の水痘ワクチン、それから高齢者肺炎球菌予防接種事業を行うものであります。

続きまして、5目環境衛生総務費の2合併処理浄化槽設置推進事業費の1,160万円ですが、これは合併処理浄化槽の転換促進事業により、改築浄化槽に転換するものに対して1基当たり20万円を上乗せするもので、58基分計上しております、その2分の1が県補助金となっております。

27ページをお願いします。6款1項1目農業委員会費1の農地制度実施円滑化事業は、法改正による農地台帳を整備するものです。

続きまして、次の2目農業総務費は議案第62号で説明いたしました県営圃場整備事業に係る損失補償金をお願いするものです。

続きまして、29ページをお願いします。3段目の地産地消推進事業は、地産地消商品開発促進補助金を下の2つの補助金への組み換えとなっております。5の農地費の1農業用施設整備事業の測量調査費から事業計画書を策定業務への組み換えをお願いするものです。

続きまして、31ページをお開きください。7款1項3目観光費1の観光振興整備事業は、おんせん県おおいたDCの周知をするための市内5観光協会への補助金となっております。

その下の組織体制一元化事業ですが、観光新組織設立に向けた調査研究を行うためのものです。

一番下の段の8款2項1目道路維持費6,000万円ですが、当初予算で賄い切れなかった緊急性の高い市道と自治委員会から等の要望も含まれております。

33ページをお願いします。一番上の2目道路新設改良費の1地域内道路整備事業5,380万円については、防衛調整交付金事業となっております。

一番下の9款1項2目非常備消防費の1非常備消防活動推進事業費の873万6,000円については、消防団員の安全装備品と、下の補助金は湯布院方面隊の車庫及び詰所の補助金となっております。

35ページをお願いします。中段の3番目の災害対策費の60万円は、2年前の岳本川土砂災害に係る住宅支援補助金が今回請求されましたので、計上をしております。

次に、37ページ、お願いします。3段目の10款6項1目社会教育総務費につきまして、主なものは、鬼崎、龍原、澁7区公民館の補助整備の補助金となっております。

最後、39ページをお願いします。下の段の11款1項1目農業用施設災害復旧費の1,390万円は、6月3日から4日にかけての降雨による災害復旧事業で、農業用施設5件、農地5件の計10件分を計上しております。

以上で、詳細を終わらせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第69号から議案第71号まで、続けて詳細説明を求めます。
健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第69号をお願いいたします。

議案第69号平成26年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,292万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,108万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが5款1目2節特別調整交付金については、高額療養費制度改正対応に伴うシステム改修の交付金です。

14款1項1目1節療養給付費交付金繰越金については、25年度の退職者医療交付金の決定に伴う返還金。2目1節その他繰越金については、25年度決算に伴い繰越金の確定によるものです。

次に、8、9ページ歳出ですが、1款1項1目一般管理費13節委託料については、高額療養費制度改正対応に伴うシステム改修の委託料になっております。

3款1項1目後期高齢者支援金、次の4款1項1目前期高齢者納付金のそれぞれ19節負補交については、26年度分の額の決定に伴う不足分の増額補正になっております。

次に、10ページ、11ページになります。9款1項1目基金積立金25節積立金については、25年度の決算剰余金を国民健康保険基金に積み立てるものです。

11款1項3目償還金23節償還金については、25年度の療養給付費負担金及び退職者医療交付金の精算による国への返還金です。

次の、3項1目他会計繰出金28節繰出金については、25年度決算に伴い一般会計からの出産育児一時金を精算するものです。

69号は、以上です。

次に、議案第70号をお願いいたします。

議案第70号平成26年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,094万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,907万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、7款1項3目その他一般会計繰入金1節事務費繰入金については、事務経費に係る部分を一般会計より繰り入れるものです。

次に、2項1目1節介護給付費準備基金繰入金については、財源の不足分を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

次に、8款1項1目1節繰越金については、25年度決算に伴い繰越金の確定によるものです。

次に、8、9ページ歳出ですが、1款1項1目一般管理費13節委託料については、介護保険法の改正対応に伴うシステム改修の委託料です。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金25節積立金については、25年度決算に伴う剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるものです。

7款1項2目償還金23節償還金については、25年度決算に伴い、保険給付費、地域支援事業費の交付金精算による国庫分が1,255万4,000円、県費が813万5,000円、支払基金429万9,000円、それぞれの返納金になっております。

10ページ、11ページになります。3項1目他会計繰出金28節繰出金については、25年度決算に伴い、一般会計からの繰入金を精算するものです。

70号は、以上です。

次に、議案第71号をお願いいたします。

議案第71号平成26年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,743万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、4款1項1目繰越金1節繰越金については、平成25年度決算に伴い繰越金の確定によるものです。

次に、8、9ページ歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節負補交については、出納整理期間に納付がありました平成25年度分の保険料を増額補正をしております。

次に、4款1項1目予備費については、事務費を調整するものです。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第72号について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長でございます。議案第72号について詳細説明を申し上げます。

議案第72号平成26年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,677万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,894万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

それでは、事項別明細書による御説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。まず、歳入でございますが、6款1項繰越金につきましては、平成25年度決算による繰越額が確定しましたので、877万5,000円を追加補正するものでございます。

また、7款2項雑入800万円につきましては、庄内町東部簡易水道東長宝配水管仮設工事に係る県保証金でございます。

次に、8ページをお願いします。歳出でございます。1款水道費1項簡易水道事業費1目総務管理費の区分1総務管理費25節積立金484万4,000円でございます。これは、歳入におきまして繰越額が確定いたしましたので、その2分の1を下らない金額を市営簡易水道事業基金に積み立てるものでございます。

次に、3目建設改良費についてでございますが、15節工事請負費1,193万1,000円の増額によるものでございます。内容といたしましては、先ほど歳入のところで御説明申し上げました庄内町東部簡易水道東長宝配水管仮設工事分が800万円、庄内簡易水道、国道210号歩道整備工事に係る配水管移設工事が393万1,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第73号について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長でございます。議案第73号について、詳細説明を行います。

議案第73号平成26年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億60万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補

正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

それでは、事項別説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入でございますけれども、5款1項1目繰越金につきましては、平成25年度決算に伴い繰越額が確定しましたので、95万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費の積立金でございますけれども、歳入におきまして繰越額が確定しましたので、その2分の1を下らない金額50万円を積立金として農業集落排水事業基金に積み立てるものでございます。

2目の維持管理事業費でございますけれども、繰越金の積み立てを行った後の残り45万4,000円については、施設の維持管理に伴う修繕費を増額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第74号について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第74号をお願いいたします。

議案第74号平成26年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,934万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成26年9月2日提出、由布市長。

では、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、3款1項1目1節繰越金については、25年度決算に伴い繰越金の確定によるものです。

次に、8、9ページ歳出ですが、1項2目施設管理費11節需要費修繕費については、老朽化した機器の修繕料になっております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（工藤 安雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は、9月4日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書の追加分の提出締め切りは、あす正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時50分散会
